

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

# 止めよう! 変形労働制 73

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.73

全北海道教職員組合

2020.10.1

道教委「意向調査」について、道議会での答弁②

## 「各学校で検討」は「一つの例」と答弁 労働者を無視した条例制定は許されない!

### ●「まずは、各学校で検討」との手続きを、文科省が示している

「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とするための条例制定にあたって、文科省が作成した「手引」や「Q&A」には、「まずは、各学校で検討...することが考えられます」としています。

「考えられます」との言い回しが曖昧ではありますが、昨年の国会審議で、文科省は、「まずは、各学校で検討...というふうに考えております」との説明を繰り返しています。その説明を前提に「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とする法改正がされたのであって、条例制定を前に「まずは、各学校で検討」されることは必須の手続きであるはずです。この「国会答弁」は、各都道府県教委に「参考資料」として送付されています。

### ●「各学校で検討」は、「必ずしも...従う必要はない」という道教委の答弁

条例制定にあたっての、この手続きについて、9月29日の道議会予算特別委員会で質疑が行われました。文科省が示している「まずは、各学校で検討」について、道教委の答弁は、「国からは、一つの例として示されたもの」でございまして、こうした手続きが望ましいとは考えておりますが...必ずしも、この手続きに従う必要はない旨の、見解が示されているところでございまして」というものです。



「見解」が示されているということについて、どのような「見解」があるのか、道教委に問い合わせているところです。

### ●労働者の意見を無視した条例制定は、制度の趣旨から、許されるものではない

「1年単位の変形労働時間制」は、「1日8時間労働」の大原則を壊す重大な労働条件の問題です。既に「1年単位の変形労働時間制」が導入されている民間では、労働者と使用者が対等な立場で話し合い労使協定を締結することが条件とされています。文科省が作成した動画でも、「民間向けの制度をベース」にしたと説明しています。

公立学校にこの制度を導入するための条例制定にあたって、労働者の意見を聞かずに条例を制定するなどということは、制度の趣旨から言って、許されるものではありません。

「1年単位の変形労働時間制」緊急アンケートへご協力ください  
下記のURLまたは右のQRコードからご回答ください。(約1分で回答できます)

<https://forms.gle/hh3Y55UBTdidHULf8>

